

議案第 7 2 号

八幡浜市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について  
標記条例を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 9 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市立学校設置条例の一部を改正する条例

八幡浜市立学校設置条例（平成 1 7 年条例第 8 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中太枠で囲まれた部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に太枠で囲まれた部分で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第 1		別表第 1	
学校名	位置	学校名	位置
(略)		(略)	
八幡浜市立江戸岡小学校	(略)	八幡浜市立江戸岡小学校	(略)
<b>八幡浜市立八幡浜南小学校</b>	八幡浜市五反田 1 番耕地 1 5 4 番地	<b>八幡浜市立神山小学校</b>	八幡浜市五反田 1 番耕地 1 5 4 番地
(略)		(略)	
八幡浜市立真穴小学校	(略)	八幡浜市立真穴小学校	(略)
		<b>八幡浜市立川上小学校</b>	<b>八幡浜市川上町川名津甲 3 0 5 番地</b>
		<b>八幡浜市立双岩小学校</b>	<b>八幡浜市若山 3 番耕地 1 6 7 番地</b>
(略)		(略)	

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

令和 8 年 4 月 1 日から、神山小学校、川上小学校及び双岩小学校を統合し、八幡浜南小学校を新設するため。

